

「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業登録制度実施要領

第1条 目的

岐阜県（以下「県」という。）では循環資源の形成に当たって、県民一人ひとりの意識向上と実践が欠かせないことから、これまで県民に対し、日常生活の身近な課題である家庭ごみの減量化の取組を行っている。

その取組の一つとして、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む店舗及び企業等の事業所を「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業（以下「協力店・協力企業」という。）として登録し、その取り組みを広く紹介すること等の食べきり運動の推進により、県民の食品ロスに対する「食べきり」意識の高揚を図り、その実践を促進することによって、本県における食品ロス及び廃棄物の減量を進めることを目的とする。

第2条 対象事業者

次のすべての要件を満たす事業所（以下「事業所」という。）を対象とする。

- (1) 県内に営業所を有する事業所
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する事業所に該当しないこと。

第3条 登録の要件

県は、次に掲げる取組項目のうち、一つ以上実践する事業所を協力店・協力企業として登録する。

(1) 飲食店及び宿泊施設

- ① 料理の量の調整や小盛りメニューの導入
- ② 食べ残しを減らすための呼びかけ
- ③ ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ④ 苦手な、または食べられない食材への対応
- ⑤ 食中毒のリスクや取扱方法等衛生上の注意事項を十分に説明した上での、持ち帰り希望者への対応
- ⑥ その他、食べ残しを減らすための工夫

(2) 食品小売店

- ① 消費期限又は賞味期限が迫った商品の値引き、加工販売
- ② 消費期限又は賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけ
- ③ 量り売り、ばら売り、少量パック等による販売
- ④ ポスター等の掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動の実施
- ⑤ その他、食品ロスを削減するための工夫（フードバンク等への提供、リメ

イクレシピ等食材活用の情報提供、野菜や果物などの規格外品の販売、季節商品の予約販売等)

(3) その他企業等

① 食品ロス削減につながる取り組み

第4条 登録方法等

協力店・協力企業の登録等については、以下のとおりとする。

(1) 申請

登録を希望する事業所は、登録申請書（様式第1号）を県へ提出する。

なお、県内の複数の事業所を協力店・協力企業として登録を希望するときは、登録を希望する事業所を登録事業所一覧（様式第1号別紙）に取りまとめることにより、一括して申請することができる。

また、同様の登録制度を有する岐阜市から登録情報の提供を受けた時は、申請があったものとみなす。

(2) 登録

県は、第2条及び第3条に掲げる要件の該当の有無及び申請内容を確認し、適当と認めた場合は協力店・協力企業としての登録を行う。

(3) 登録証等の交付

県は協力店・協力企業に登録証及びステッカー等を交付し、協力店・協力企業は、登録証及びステッカー等を事業所内に掲示する。

(4) 登録内容の変更

協力店・協力企業は、登録申請書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第2号）により県へ届け出る。

また、岐阜市から登録内容変更の情報提供を受けた時は、届出があったものとみなす。

(5) 登録の中止

協力店・協力企業は、登録の中止をしようとする場合は、登録中止届（様式第3号）により、県へ届け出るとともに、登録証等の交付物の掲示、使用を取りやめる。

県は、登録中止届の内容を確認し、県の掲載情報から削除する。

また、岐阜市から登録中止の情報提供を受けた時は、届出があったものとみなす。

(6) 登録の抹消

県は、協力店・協力企業が第2条及び第3条に掲げる要件を満たさなくなった場合等、協力店・協力企業として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

登録を抹消された事業所は速やかにこの制度に係る交付物の掲示、使用を取りやめなければならない。

(7) 岐阜市への情報提供

岐阜市内の事業所から（1）の登録申請、（4）の登録内容変更届、（5）の登録中

止届の提出があった場合、岐阜市への事業所情報等の提供に当該事業所が同意したときは、岐阜市へ情報提供を行う。

第5条 登録の有効期間

協力店・協力企業としての登録の有効期間は、県が登録した日から、登録中止または登録抹消をした日までとする。

第6条 協力店・協力企業の情報発信

県は、ホームページ等で、協力店・協力企業の取組内容等を紹介し、県民に対し広く情報発信をするものとする。

なお、協力店・協力企業は申請した（第4条（1）により申請があったものとみなされる場合を含む。）時点で事業所情報の紹介に同意したものとする。

第7条 協力店・協力企業の取組

協力店・協力企業は登録した取組内容を積極的に実践し、食品ロスの発生抑制に努めるものとする。また、県からの交付物又は独自の食べきり啓発案内を事業所内に掲示し、県民へ取組を積極的にPRし、協力を求めるものとする。

附則

この要領は、平成30年9月11日から施行する。

附則（令和2年6月15日改正）

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附則（令和3年8月1日改正）

この要領は、令和3年8月1日から施行する。